平成31年度 バス停留所ソーラーパネル等 設置促進事業説明会



公益財団法人 東京都環境公社 (東京都地球温暖化防止活動推進センター)



目次

1. 事業概要

2. 助成内容

- 2-1. 助成対象者等
- 2-2. 助成対象事業
- 2-3. 助成対象設備
- 2-4. 助成対象経費等

3. 申請の方法

- 3-1. 申請の流れ
- 3-2. 交付決定後の流れ
- 3-3. 注意事項



1. 事業概要

【目的】

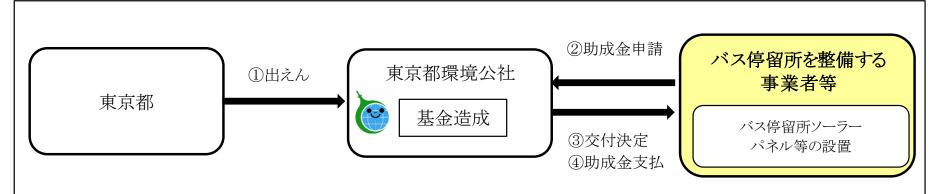
バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業では、都内のバス停留所における太陽光発電システム等の設置を促進することで、再生可能エネルギーに関する都民の理解を深め、その普及につなげることを目的とします。



1. 事業概要

【事業スキーム】

【事業スキーム】



- ●都の出えん金による基金造成 都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。
- ●基金を活用した助成事業 公社は基金を原資として、助成対象となるバス停留所ソーラーパネル等を整備した事業者に対して、その経費 を助成します。



2-1. 助成対象者等

【助成対象者】

都内のバス停留所を整備する事業者

- ①一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者 or
- ② ①との契約等によりバス停留所を設置し所有する者 or
- ③ ①又は②と助成対象設備に係るリース契約等を締結した リース事業者



2-1. 助成対象者等

【助成対象となるリース契約の要件】

ア リース期間の中途において当事者の一方又は 双方がいつでも当該契約の解除をすることがで きないこと。

イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件から もたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って 生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。



2-2. 助成対象事業

【助成対象事業】

都内のバス停留所において以下の全ての要件を満たす事業を助 成対象とします。

- 1. <u>太陽光発電システム及び蓄電池を設置すること</u>
- 2. <u>バス停留所の照明等において太陽光発電システムからの電気を優先的に利用すること(電力系統と連系していても可)</u>
- 3. <u>太陽光パネルが利用者から視認できること 又は 太陽光発電</u> からの電気を利用している旨の<u>表示をすること</u>
- 4. 太陽光発電の普及啓発効果が見込まれること



● 2-2. 助成対象事業

30年度より、建築物ではないポール 型(行燈型、だるま型等)のバス停留 所への設置も助成対象となりました。

写真:ポール型バス停の例



2-2. 助成対象事業

【要件1・2について】

バス停留所の照明等において、電力系統からの電気よりも太陽光発電システムからの電気を優先的に利用することが要件となっています。

- バス停留所の設備への電力供給を満たしても、なお 余剰電力がある場合に売電している
- バス停留所の設備に供給せず、売電それ自体を目的として発電している
 - ※ 余剰電力を売電する場合も固定価格買取制度(FIT)認定を受ける ことは認められません



2-2. 助成対象事業

【要件3について】

太陽光発電システムのうち太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できる必要があります。

それが難しい場合は、太陽光発電システムの電気を利用していることをバス停留所の利用者から視認できるよう表示する必要があります。

ソーラーバス停

このバス停は太陽光 発電からのエコな電 気を使用しています。



太陽光発電からの電気を利用している旨の表示の例



● 2-2. 助成対象事業

【視認可能な例】



パネル部分が下から 見えている



2-2. 助成対象事業

【要件4について】

太陽光発電の普及啓発効果が見込まれる停留所が対象となります。路線内でも利用者の多い停留所へ設置して下さい。



【助成対象設備】

- 1. 太陽光発電システム
 - 固定価格買取制度(FIT)の認定を受けていないこと
 - 停電時にも電気供給を継続するものであること

2. 蓄電池

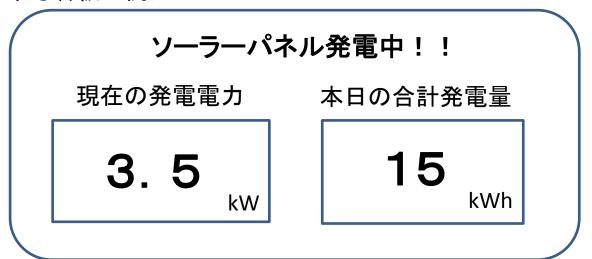
- 太陽光発電からの電気を夜間や停電時にも利用可能とするものであること
- 3. 太陽光発電の普及啓発となる設備
- 4. 携帯電話等の充電設備
- 5. 公衆無線LAN設備

1、2と一体として整備する場合は助成対象



【太陽光発電の普及啓発となる設備の例】 太陽光発電の発電量が表示される設備 等

<発電量を表示する看板の例>





【携帯電話等の充電設備】

USB充電端子や充電コネクタなど携帯電話等の 充電設備が対象となります。



※USB充電端子のみ設置の場合も助成対象です。



【公衆無線LAN設備】

太陽光発電及び蓄電池と一体となって整備される公衆無線LAN設備は助成対象です。

- <助成対象外の例>
- ◆バス停留所に有線で通信回線を引く場合の当該回 線等に係る経費
- ◆バス停留所と離れて設置される無線中継機等に係る経費



【助成対象経費】

- 設計費
- 設備費
- ③ 工事費
- ④ リース契約の場合、使用料及び賃借料
 - ※太陽光発電や蓄電池の設置に伴う、既存バス停留所 の補強費用も対象になります。
 - ※消費税は対象外です。
 - ※国その他の団体からの補助金を充当する場合には、 当該補助額を控除した額を助成対象経費とします。



【助成対象経費(リース契約の場合)】

- (1)リース事業者へ支払う場合
 - ⇒助成対象設備の設計費、設備費、工事費が対象
 - ※リース料から助成相当額を減額
- ②助成対象者へ支払う場合
 - ⇒助成対象者がリース事業者に支払うリース料が対象

注:①、②とも保守・メンテナンス経費は助成対象外となります。



【助成金の額】

平成31年度の助成率・上限額:

助成対象経費の3/4

≪上限額≫

上屋型バス停への設置:450万円/基

建築物ではないポール型のバス停への設置:37.5万円/基

平成31年度予算額 9000万円

ポール型のバス停 助成総額 3600万円



【助成対象外の経費】

- ① 交付決定前に契約締結したものに係る経費
- ② 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は 助成対象事業以外での使用を目的としたものに要する経費

【本事業以外の補助金等を受ける場合】

助成対象経費に国その他の団体からの補助金等を充当する場合には、助成対象経費に助成率を乗じた額から本事業以外の補助金等の額を控除した額を本事業の助成対象経費として考えます。



【交付の条件①】

(1)報告請求に応じること

助成事業者は、都又は公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求めたときには、遅滞なくこれに応じてください。

(2) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、再生可能エネルギーの普及に関する取組の参考として、都又は公社から工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。

(3)都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及に関する事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。



【交付の条件②】

(4)効果検証に協力すること

助成事業者は、公社が助成事業の普及啓発効果について効果 検証を行う際には、これに協力してください。



3-1. 事業開始までの流れ

1 各種協議

⇒道路占有、道路使用、電力系統への連系等に係る協議

※助成申請に当たっては、各種協議が整っていることが必要

2 発注仕様書作成

交付申請

施工業者決定前であることが必要

4

競争契約

⇒競争契約(入札又は複数者見積りにより最低金額を提示 した事業者へ発注) ※特命契約等による1者指定は不可です。



● 3-1. 申請の流れ

【助成金の交付申請】

助成金交付申請書に、交付金申請に必要な書類 を添付して、公社へ提出してください。

平成31年度の申請受付期間:

平成31(2019)年4月15日から

令和元(2019)年12月27日



3-1. 申請の流れ

【申請の手順①】

クール・ネット東京HPより申請に必要な様式を ダウンロードし、必要事項の記入を行います。

https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/bus-stop/index.html

※助成対象外の設備を含む場合は、助成対象外となる 設備の経費区分を明確にして申請してください



● 3-1. 申請の流れ

【申請の手順②】

2. 申請書に押印の上、その他の必要書類ととも にファイルに綴じ、公社窓口まで持参します。

- ※申請書で使用する印鑑は、区市町村においては公印、 事業者などにおいては実印である必要があります。
- ※申請書類はコピーをとった上で提出し、必ず控えを保 管してください。



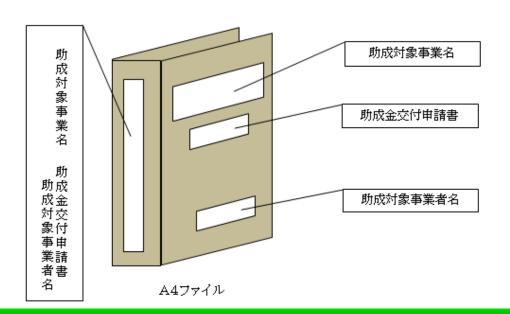
🥝 3-1. 申請の流れ

【ファイル作成①】

- A4サイズ(A3折りたたみ可、袋とじ不可)、片面印刷
- A4ファイルに綴じる

● 表紙及び背表紙に、事業名・事業者名を記載してくだ

さい。

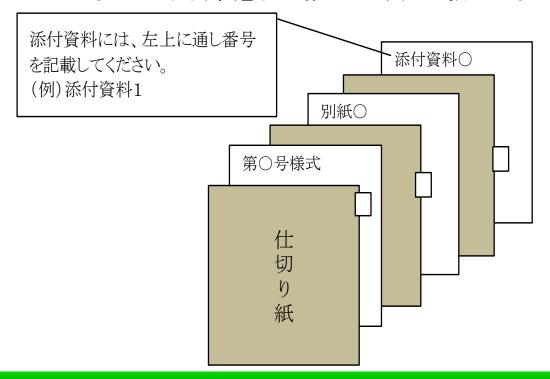




🎱 3-1. 申請の流れ

【ファイル作成②】

- インデックスを付けた中仕切りを挿入
- 「別表第2 交付申請に必要な書類」記載の順に綴る。





● 3-1. 申請の流れ

【申請書類の提出先】

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

創エネ支援チーム

TEL:03-5990-5066

受付時間:月曜日~金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分~12時00分、13時00分~17時00分



● 3-1. 申請の流れ

【交付の決定】

公社が内容を審査し、助成金を交付すべきものと 認めたときは、予算の範囲において助成金の交 付を決定し、申請者に通知します。

※交付決定前から入札手続きに着手しても構いませ んが、施工業者の決定は交付決定通知後である 必要があります。



【事業開始から完了まで】

- 発注→助成事業開始
- 事業開始届 提出
- 工事完了 3
- 実績報告書 提出 4
- 助成金確定→支払 **5**
- 耐用年数まで維持・管理 6

事業着手後 速やかに

工事完了後 速やかに



【工事の発注】

発注は複数社以上の複数者見積もり若しくは 入札により業者を選定してください



- ×特命契約等による1者指定は認められません
 - ※ 入札経過調書若しくは複数社の見積書の写しを提出い ただきます
 - ※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってく ださい。



【助成事業の開始に伴う届出】

- (1) 事業に着手した日から速やかに「助成事業開 始届出書」を作成し、公社に提出してください。
- ②助成事業の開始日(着手した日)は、交付決定 日以降で、助成事業に係る設計又は工事の契 約締結日とします。



【助成事業の開始に伴う届出】 助成事業開始届とともに必要となる書類(代表例)

- (1)見積書若しくは入札経過調書
- ②納入仕様書の写し
- ③工事契約書の表書きの写し
- ⑷工事に係る工程表



【事業の計画変更に伴う申請】

事業の内容に以下のような変更の可能性が生じ る場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請 書」を公社に提出してください。

ア助成事業の内容を変更するとき。

イ 助成対象経費の内訳又は助成事業の区分ご とに配分された額を変更しようとするとき。



【助成事業の実績報告】

助成事業者は、助成事業に係る事業が完了したとき は、速やかに「実績報告書」及び添付資料を公社に 提出してください。

実績報告書の最終提出期限(平成31年度分):

令和2(2020)年2月28日まで

② 助成事業の完了日は、助成対象経費の全額を支出 完了した日とします。



【助成事業の実績報告】

実績報告時に必要となる添付書類(代表例)

- ①竣工図及び納品書
- ②工事記録写真
- ③試運転結果報告書
- ⑷契約書(写)、工事完了届(写) 請負者からの請求書(写)



【助成金の額の確定①】

書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行 い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれ に付した条件等に適合することを確認します。

確認後、助成事業者へ「助成金額確定通知書」 により、助成金の額を通知します。



【助成金の額の確定②】

リース契約に伴う共同申請の場合、支払対象者をどち らにするかで、以下の通り取り扱いが分かれます。

- 1. リース事業者へ支払う場合 ⇒リース料から助成金相当額を減額
- 2. 助成対象者へ支払う場合
- ⇒実績報告書(提出期限:<u>令和2(2020)年2月28日</u> まで)の提出までに支払完了しているリース料が対象



【助成金の交付】

助成事業者は、「助成金確定通知書」を受けた後に、 「助成金交付請求書」を公社に提出してください。

公社は、助成金交付請求書の内容確認後に助成金 の支払いを行います。



【助成金受領後】

法定耐用年数まで維持・管理する必要があります。

※財産の管理及び処分(処分制限)

取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件 当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間 内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等 処分承認申請書」を公社に提出し、承認を受けなければ なりません。



【法定耐用年数の考え方】

- ◆建材一体型の太陽光発電システムを導入した場合
 - ⇒個別に相談する必要があります。

- ◆それ以外の場合
 - ⇒太陽光発電システム(17年)と蓄電池(6年)を 別々に考えます。



3-3. 注意事項

【注意事項⑴】

- 1. 道路占有、道路使用、電力系統への連系等に係る 協議が終了し、設計(仕様)が固まった段階で申請 して下さい。
 - ※助成申請に当たっては、各種協議が整っていることが必要

助成対象外の設備を含んでいる場合には、助成対 象外となる設備の経費の金額や経費区分を明確に して申請して下さい。



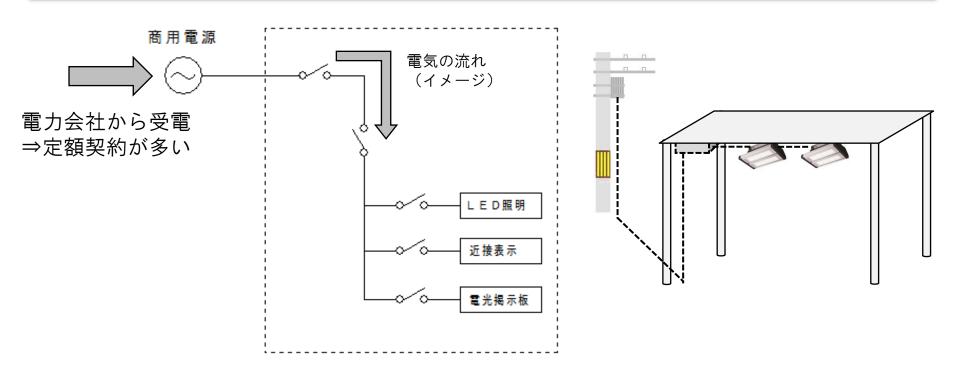
3-3. 注意事項

【注意事項②】

- 助成対象者と助成対象設備に係るリース契約等を 締結したリース事業者が本事業を実施しようとする 場合は、当該リース事業者及び当該リース事業者 とリース契約等を締結した助成対象者が共同で申 請して下さい。
- 4. 道路運送法第4条第1項に規定された一般乗合旅 客自動車運送事業の許可を受けた者以外が申請 する場合には、当該許可を受けたものと共同で申 請して下さい。



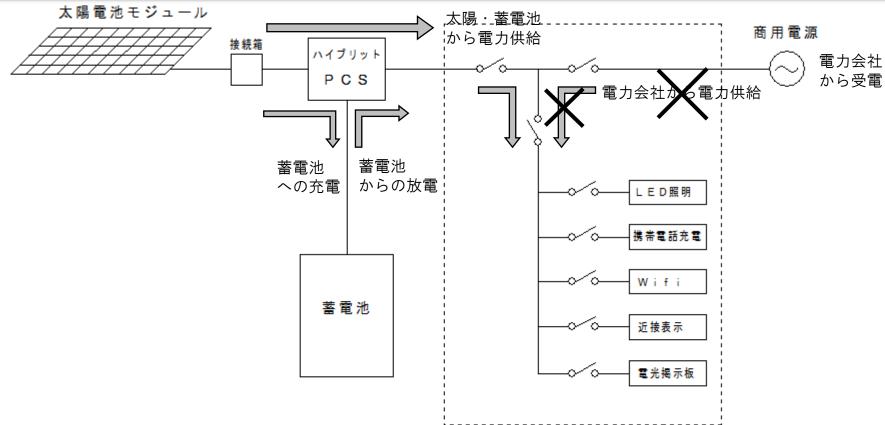
上屋付バス停の単線結線図(例)



- ・最も単純化した事例。
- ・LED照明のタイマーや明るさセンサー、近接表示や 電光掲示板の制御回路(盤)などが存在



本補助事業による電気設備回路の例



- 〇太陽光·蓄電池からの電力の供給が足りなければ、系統電力(電力会社)から 電力供給されるため、雨天·曇天の継続により電気が使用できない(停電)こと はありません。
- 〇自立運転機能を持たせることで、電力会社が停電しても太陽光・蓄電池から 供給される範囲で電気の使用が可能



太陽光発電及び蓄電池の導入係る注意事項

- ○太陽光パネルの重量は、5~20kg/m2程度
- ○パネル取り付け架台は、10kg/m2程度

ー 合計15~30kg/m2程度 ⇒**既存上屋の耐荷重の確認**

※ 分電盤や蓄電池等を屋根裏に設置する場合は、その重量も見込む必要

上記の太陽光発電設備に加え、下記のような設備等の設置も必要

- ○蓄電池設備
- ○パワーコンディショナー
- ○制御盤
- 〇分電盤
- ○電線等配線路
- ○看板etc

具体的な設置スペースや、据付(固定) 方法等を検討する必要

注) リチウムイオン蓄電池と同程度の性能を鉛蓄電池 で確保する場合、重量で5~6倍、体積で10~12倍 程度のボリュームが必要になります。

補助事業の見積の依頼若しくは工事発注にあたり、上屋バス停の構造や躯体強度等を業者に提示するとともに、実際に現場を視認させてから見積等を徴取する必要があります。

※ 特に、既存の上屋に太陽光パネル等を設置する場合には重要です。



ご静聴ありがとうございました

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

創エネ支援チーム TEL: 03-5990-5066